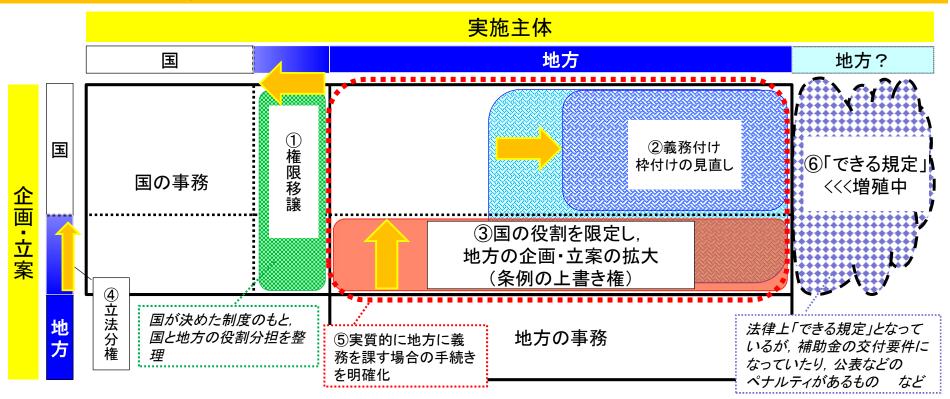
国と地方の役割分担の方向性(イメージ図)

国が企画・立案や執行する事務について,

- ① 地方の状況に応じて実施すべきもの→権限移譲を推進〔現在の取組〕
- ② 国が義務付け・枠付けするもの→引き続き見直しを推進〔現在の取組〕
- ③ 上記について、包括的に対応→条例の上書き権〔新規〕
- ④ 国は外交や全国一律の事務に専念し、内政は基本的に地方→立法分権〔新規〕
- ⑤ 地方に実質的に義務を課すもの→<u>手続きの明確化〔新規〕</u>
- ⑥「できる規定」の増殖 →<u>国の事務か、法定受託事務か、自治事務かを明確化〔新規〕</u> (ソフトな中央集権の1つ)



国の法令等によって定められている地方歳出

地方の歳出のうち、約9割が国の法令等によって定められた事務 地方の自由になる財源は僅か約1割 ⇒ 「3割自治」どころか、「1割自治」!

法令等により配置基準 が定められた人件書 〔教職員, 警察官〕 法令等により義務 付けられた経費 1.674億円 22 7% 〔社会保障関係費. 税交付金等〕 H31年度 2.992億円 歳出 (一財ベース) 40.5% 7.384億円 地方の政 策的経費 935億円 12.7% 公倩費 1.382億円 18.7%

義務的な経費に係る知事部局人件費 273億円 3.7% 政策的経費に係る 知事部局人件費 128億円1.7%

国と地方の役割分担の徹底を!

(提言案)

- ・国が法令で定める事務は国の機関で執行。 地方に事務を課す場合は,国と地方の協議 の場などの手続きを必ず経ること。
- ・「できる規定」については、国の事務か、法 定受託事務か自治事務かを明確化し、地方 の事務とする場合は財政措置とセットとする。

私学振興213億円,公共事業162億円, 医療費公費負担63億円,県立大学運営費41億円,

など

〔広島県におけるH31年度当初予算の例〕

「条例の上書き権」制度化に向けた立法措置

- ・ 地方分権推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)では, 4,076条項が義務付け・枠付けの見直し検討対象とされた。
- しかし、平成26年から始まった提案募集制度においても、地方からの提案により、いまだに義務付け・枠付けの見直しが行われている
 - ⇒ (地方から<u>提案された</u>義務付け・枠付けの見直し等の件数)

平成27年提案分:253件 平成28年提案分:265件 平成29年提案分:258件 平成30年提案分:277件

令和元年提案分:266件



地方側から提案しても、実現に至っていない ケースが多数存在。

(R元年提案分の実現※1は<u>156</u>件)

法律自身が一定の範囲で条例の上書き権を許容すれば,立法権(第41条)の侵害や法律の範囲内(第94条)規定に抵触せず,地方自治の本旨(第92条)の実現が可能 ⇒ 地方自治法の速やかな改正を!

地方自治法改正案※2

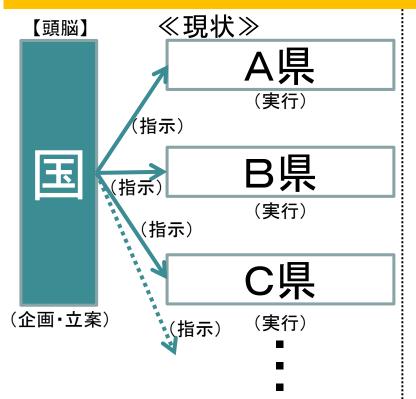
第14条 普通地方公共団体は、その処理する事務に関し、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。

- 2 <u>自治事務の基準又は手続に関する法律(又は法令又は政省令)の規定について、当該事務を処理する地方公共団体が条例で法律の規定と異なる規定を定めたときは、当該条例の規定を適用する。但し、当該法律の規定のうち、国が</u>本来果たすべき役割に係るものであって、当該法律で特に定めるものについては、この限りでない。
- 3 <u>前2項については、第1条の2第2項及び第2条第11項から第13項までの規定を踏まえて解釈し、及び運用するようにしなければならない。</u>
- ※1 令和元年12月23日閣議決定
- ※2 磯崎初仁「「立法分権」の戦略」」ぎょうせい ガバナンス2018 12月号より(一部加筆)

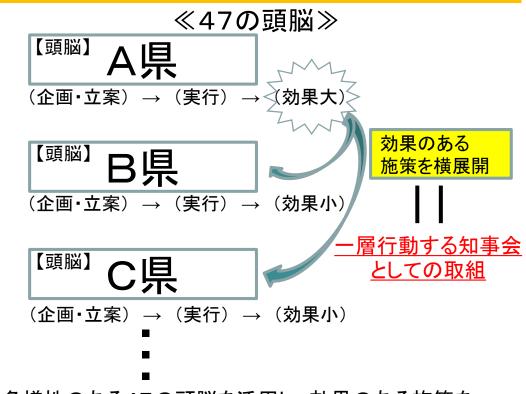
47の頭脳を活用した施策の横展開

地方には多様性を持った47都道府県分の頭脳がある。

「地方でできることは地方で」行うべく、好事例の横展開等を推進し、全国に波及させてイノベーションを起こしていくことが、今後の地方分権に繋がるのではないか。



1つの頭脳で個別の自治体の事情に 見合った施策を企画・立案するのは限界が ある



- ・多様性のある47の頭脳を活用し、効果のある施策を 横展開することで、<u>全国にイノベーションを起こす</u>
- ・横展開の過程で法令による規制が障害になる場合は、 国に提案・要望を行う